

平成 23 年 10 月 18 日 制定

平成 24 年 12 月 21 日 改正

平成 25 年 2 月 12 日 改正

平成 27 年 4 月 1 日 改正

令和 3 年 5 月 6 日 改正

令和 6 年 9 月 1 日 改正

令和 7 年 4 月 1 日 改正

新潟市認定生食用食肉取扱者養成講習会及び取扱施設の届出に関する要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 13 条第 1 項の規定に基づき定められた食品，添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）第 1 食品の部 D の生食用食肉の目（以下「規格基準」という。）に規定する生食用食肉による食中毒の発生を防止するため、その取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 認定生食用食肉取扱者 規格基準に規定する者をいう。
- (2) 生食用食肉取扱施設 販売の用に供する目的で生食用食肉の加工又は調理を行う施設をいう。
- (3) 加工 肉塊を枝肉から切り出したり、切り出した肉塊の加熱殺菌等を行うことをいう。
- (4) 調理 加熱殺菌済みの生食用食肉の肉塊を細切又は調味して消費者に提供する行為のみを行うこと（加熱殺菌済みの生食用食肉の盛り付けのみを行う行為も含む。）をいう。
- (5) 認定生食用食肉取扱者養成講習会 生食用食肉を取り扱う者として適切と認める者を養成する講習会をいう。

(6) 食品衛生責任者 食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）別表第17第1号ロに規定する者をいう。

(7) 食品衛生責任者実務講習会 新潟市食品衛生法施行細則（平成8年新潟市規則第4号）第14条第2項第1号に定めるものをいう。

(届出)

第3条 生食用食肉の加工又は調理を行なおうとする施設の営業者は、別記様式第1号による届により市長に届け出るものとする。

2 前項の規定により届出をした事項に変更が生じた場合は、別記様式第2号による変更届により速やかに市長に届け出るものとする。

3 第1項の規定により届出をした営業者が、施設において生食用食肉の加工、調理、提供又は販売をしないこととした場合は、別記様式第3号による廃止届により速やかに市長に届け出るものとする。

4 市長は第1項の規定による届出があった場合は、別記様式第4号による生食用食肉取扱施設届出済証（以下「届出済証」という。）を交付するものとする。

(認定生食用食肉取扱者養成講習会)

第4条 市長は、生食用食肉の安全性確保に必要な知識を習得させるため、認定生食用食肉取扱者養成講習会を開催するものとする。

2 前項の認定生食用食肉取扱者養成講習会における講習の項目は次に掲げるとおりとし、講習時間は、各項目につき1時間とする。

(1) 生食用食肉の規格基準

(2) 病原性微生物の制御及び加熱殺菌の条件設定等生食用食肉の取扱いに係る留意事項

(3) 腸管出血性大腸菌等のリスク及び交差汚染防止対策等食肉に関する衛生管理

3 生食用食肉の加工を行う施設の食品衛生責任者は、前項第3号に規定する項目について受講を要しない。

4 生食用食肉の調理のみを行う施設の食品衛生責任者は、認定生食用食肉取扱者養成講習

習会の受講を要しない。

5 認定生食用食肉取扱者養成講習会を受講しようとする者は、別記様式第5号による講習会受講申込書を市長に提出しなければならない。

6 市長は、認定生食用食肉取扱者養成講習会を修了した者に別記様式第6号による修了証書を交付することをもって認定生食用食肉取扱者と認めるものとする。

7 認定生食用食肉取扱者は、食品衛生責任者実務講習会の受講により、食品衛生に係る最新の知識等を習得するよう努めるものとする。

(再交付)

第5条 届出済証の交付を受けた営業者は、その届出済証を亡失し、又は毀損したときは、別記様式第7号による再交付申請書を市長に提出し、届出済証の再交付を受けることができる。

2 認定生食用食肉取扱者は、修了証書を亡失し、又は毀損したときは、別記様式第7号による再交付申請書を市長に提出し、届出済証の再交付を受けることができる。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成24年12月21日から施行する。

附 則

この要綱は平成25年2月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

生食用食肉取扱施設及び認定生食用食肉取扱者届（新規）

年 月 日

（宛先）新潟市長

届出者 住所（法人にあっては所在地）
〒 ー

（電話番号 ー ー）
氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

（生年月日 年 月 日生）

生食用食肉を取り扱いますので、新潟市認定生食用食肉取扱者養成講習会及び取扱施設の届出に関する要綱第3条第1項の規定により届け出ます。

1 生食用食肉取扱施設

（1）営業所名称

（2）営業所の所在地及び電話番号

〒 ー
新潟市 区
電話番号 ー ー

（3）現に取得している営業の種類

☐ 飲食店営業 ☐ 食肉処理業 ☐ 食肉販売業
☐ その他（ ）

（4）取扱内容及び提供品目

☐ 加工 ☐ 調理
〔 ☐ 牛ユッケ ☐ 牛刺し ☐ 牛タタキ ☐ タルタルステーキ
☐ その他（ ） 〕

2 認定生食用食肉取扱者（別紙に記入してください）

*別紙は、同一施設に於いて2名以上の認定生食用食肉取扱者を設置する場合は
人数分記入してください。

【添付書類（コピー可）】

- ・生食用食肉を加工又は調理する施設の図面
- ・加工基準に適合していることを示した書類
（設定加熱条件、手順書、製品の細菌検査成績書等）
- ・認定生食用食肉取扱者については、資格を有することを証明する書類
（認定生食用食肉取扱者養成講習会修了証書等）

設置日 年 月 日		
(1) 生食用食肉取扱者氏名		
		(生年月日 年 月 日)
(2)資 格		
□ 食 品 衛 生 責 任 者 の 要 件 を 満 た す 者	□ 認定生食用食肉取扱者養成講習会受講者	取得年月日： 年 月 日 ----- 取 得 番 号： (取得場所：)
		□ 管理栄養士 □ 栄養士 □ 製菓衛生師 □ 食鳥処理衛生管理者 □ 調理師 □ 船舶料理士 □ 食品衛生責任者養成講習会受講者 □ その他 (取得年月日： 年 月 日) (取 得 番 号： (取得場所：))
	□ 食品衛生管理者の要件を満たす者	□ 医師，歯科医師，薬剤師，獣医師 (取得年月日： 年 月 日) (取 得 番 号：)
		□ 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学，旧大学令（大正7年勅令第388号）に基づく大学又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）に基づく専門学校において医学，歯学，薬学，獣医学，畜産学，水産学又は農芸化学の課程を修めて卒業した者
□ 厚生労働省の登録を受けた食品衛生管理者の養成施設において所定の課程を修了した者		
		□ 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校若しくは旧中学校令（昭和18年勅令第36号）に基づく中学校を卒業した者又は厚生労働省で定めるところによりこれらと同等以上の学力があると認められるもので，食肉製品製造業に3年以上従事し，かつ厚生労働省の登録を受けた講習会の課程を修了した者。
【添付書類】 ・資格を有することの証明書類 （認定生食用食肉取扱者養成講習会受講修了証書，卒業証明，雇用証明書等）		

生食用食肉取扱施設及び認定生食用食肉取扱者変更届

年 月 日

(宛先) 新潟市長

届出者 住所（法人にあっては所在地）

〒 ー

(電話番号 ー ー)

氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

(生年月日 年 月 日生)

生食用食肉取扱施設及び認定生食用食肉取扱者に変更がありましたので、新潟市認定生食用食肉取扱者養成講習会及び取扱施設の届出に関する要綱第3条第2項の規定により届け出ます。

1 生食用食肉取扱施設

(1) 営業所名称

(2) 営業所の所在地及び電話番号

〒 ー

新潟市 区

電話番号 ー ー

(3) 現に取得している営業の種類

☐ 飲食店営業☐ 食肉処理業☐ 食肉販売業☐ その他（ ）

	新	旧
認定生食用食肉取扱者 (詳細は別紙に記入してください また、別紙は、同一施設に於いて2名以上の認定生食用食肉取扱者を設置する場合は人数分記入してください。)		
認定生食用食肉取扱者の氏名		
取扱内容の変更 (設定加熱条件の変更等)		
その他		
変更年月日		

2 変更事項

【添付書類（コピー可）】

- ・ 生食用食肉を加工又は調理する施設の図面
- ・ 加工基準に適合していることを示した書類
(設定加熱条件、手順書、製品の細菌検査成績書等)
- ・ 認定生食用食肉取扱者については、資格を有することを証明する書類
(認定生食用食肉取扱者養成講習会修了証書等)

設置日 年 月 日			
(1) 生食用食肉取扱者氏名			
		(生年月日 年 月 日)	
(2) 資 格			
	☐ 認定生食用食肉 取扱者養成講習 会受講者	取得年月日： 年 月 日 ----- 取 得 番 号： (取得場所：)	
		☐ 管理栄養士 ☐ 栄養士 ☐ 製菓衛生師 ☐ 食鳥処理衛生管理者 ☐ 調理師 ☐ 船舶料理士 ☐ 食品衛生責任者養成講習会受講者 ☐ その他 取得年月日： 年 月 日 取 得 番 号： (取得場所：)	
	食 品 衛 生 責 任 者 の 要 件 を 満 た す 者	☐ 食品衛生管理 者の要件を満 たす者	☐ 医師，歯科医師，薬剤師，獣医師 取得年月日： 年 月 日 取 得 番 号：
			☐ 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学，旧 大学令（大正7年勅令第388号）に基づく大学又は旧専門 学校令（明治36年勅令第61号）に基づく専門学校におい て医学，歯学，薬学，獣医学，畜産学，水産学又は農芸化学 の課程を修めて卒業した者
			☐ 厚生労働省の登録を受けた食品衛生管理者の養成施設にお いて所定の課程を修了した者
		☐ 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校若しく は旧中学校令（昭和18年勅令第36号）に基づく中学校を 卒業した者又は厚生労働省で定めるところによりこれらと同 等以上の学力があると認められるもので，食肉製品製造業に 3年以上従事し，かつ厚生労働省の登録を受けた講習会の課 程を修了した者。	

【添付書類】

- ・ 認定生食用食肉取扱者については，資格を有することを証明する書類
(認定生食用食肉取扱者養成講習会修了証書等)

生食用食肉取扱廃止届

年 月 日

（宛先）新潟市長

届出者 住所（法人にあっては所在地）

〒 ー

（電話番号 ー ー）

氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

（生年月日 年 月 日生）

生食用食肉の取り扱いを廃止しますので、新潟市認定生食用食肉取扱者養成講習会及び取扱施設の届出に関する要綱第3条第3項の規定により届け出ます。

1 生食用食肉取扱施設

（1）営業所名称

（2）営業所の所在地及び電話番号

〒 ー

新潟市 区

電話番号 ー ー

（3）現に取得している営業の種類

☐ 飲食店営業

☐ 食肉処理業

☐ 食肉販売業

☐ その他（ ）

（4）生食用食肉取扱施設届出済証番号及び年月日

第 号の2 （ 年 月 日）

2 廃止年月日

年 月 日

第 号の2
年 月 日

生食用食肉取扱施設届出済証

営業者住所
営業者氏名

新潟市認定生食用食肉取扱者養成講習会及び取扱施設の届出に関する要綱第3条の規定により，下記施設を生食用食肉取扱施設として届け出済であることを証する。

新潟市長 印

記

- 1 営 業 所 名 称
- 2 営 業 所 所 在 地
- 3 営 業 の 種 類
- 4 取 扱 内 容
- ☐ 加工 ☐ 調理

認定生食用食肉取扱者養成講習会受講申込書

年 月 日

新潟市が開催する認定生食用食肉取扱者養成講習会を受講したいので、下記のとおり申し込みます。

記

1 受講者

- (1) ふりがな氏名
(2) 生年月日年.....月.....日生
.....
(3) 住 所
(4) 電話番号
(5) 食品衛生責任者であるか ☐ はい ☐ いいえ
(6) 食品衛生責任者の要件はあるか ☐ 有 ☐ 無
資 格 名 ()
資格取得日・番号 (.....年.....月.....日 第.....号)
資格取得自治体名 ()

2 営業施設

- (1) 名 称
(2) 所 在 地 新潟市.....区.....
(3) 電 話 番 号
(4) 営業の種類
(5) 生食用食肉取り扱い状況 ☐ 加工 ☐ 調理
(6) 取 扱 品 目 ☐ 牛ユッケ ☐ 牛刺し ☐ 牛タタキ ☐ タルタルステーキ
☐ その他 ()
(7) 受講希望日年.....月.....日

第 号

認定生食用食肉取扱者養成講習会受講修了証書

（氏 名）

年 月 日生

あなたは、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第13条第1項の規定に基づき定められた食品，添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）第1食品の部Dの生食用食肉の2（3）に規定する生食用食肉を取り扱う者として適切と認める者を認定するための講習会に於いてその課程を修了したことを証します。

受講年月日 年 月 日

年 月 日

新潟市長 印

生食用食肉取扱施設届出済証

認定生食用食肉取扱者養成講習会受講修了証書 再交付願い

年 月 日

（宛先）新潟市長

届出者 住所（法人にあっては所在地）

氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

電話番号

新潟市認定生食用食肉取扱者養成講習会及び取扱施設の届出に関する要綱
第5条の規定により、下記のことについて再交付くださるようお願いします。

記

1 営業所名称

営業所所在地

認定生食用食肉取扱者氏名

受講年月日

年 月 日

2 再交付を希望するもの

- ☐ 生食用食肉取扱施設届出済証
☐ 認定生食用食肉取扱者養成講習会修了証書

3 再交付の理由

- ☐ 紛失 ☐ 毀損 ☐ その他（ ）